(文部科学省 初等中等教育局 修学支援・教材課)

		()(11)	1 的女子女教自的 廖	一人版	3X 13 H/V/
項目	名	高等学校等就学支援金制度の身	見直しに伴う税制上の別	「要の措	置
税	目	所得税、国税徴収法			
要	高等: 「就学! に充て するこ	の概要】 学校等就学支援金の支給に関す 支援金法」という。)に基づき るための高等学校等就学支援金 とにより、高等学校等における 会均等に寄与する。	、高等学校等の生徒等 (以下「就学支援金」	に対して という。	て、授業料)を支給
望	現在、を行う	の内容】 、家計急変世帯の生徒等に対し 場合に必要な予算措置を講じて 度の中で実施、すなわち、就学	おり、令和5年4月か	ら、これ	ルを就学支
Ø	た世帯の	の生徒等に対しても、就学支援 は、就学支援金法第 12 条及び 差押禁止の措置が講じられてお	金を支給することとす 第 13 条に基づき、公課	る。就等 禁止及で	学支援金に び滞納処分
内	なお、	措置を講じる。 、所得税法第9条第1項第 15 号 は非課税とされており、現在予			
容		免措置自体も、一般的な奨学事	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
				<u> </u>	
			平年度の減収見込額		— 百万円
			(制度自体の減収額)		— 百万円) -
			(改正増減収額)	(— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要

لح

す

る

理

由

(1) 政策目的

就学支援金の支給については、個人住民税の課税標準額を算定基準として 用いており、前年の所得を参照する必要があるため、その後の保護者の失職 等による家計の急変に対応できない制度となっている。そこで、制度を改正 して家計急変世帯の生徒等も支給対象とし、生徒等がより安定的に高等学校 等に就学することが可能となることを目的としている。

(2) 施策の必要性

現行、就学支援金法に基づき支給される就学支援金については、公課の禁止及び差押禁止措置を規定しているところ。

制度見直しにより、就学支援金の支給対象者が拡大するが、新たな対象者にこれらの措置が適用されないとなると、実質的に満額の支給を得られないこととなり、(1)の目的を十分に達することができないため、これらの対象者についても公課の禁止及び差押禁止措置を講ずる必要がある。

	1	T T	
		政策体系 における 政策目的の 位置付け	
		政 策 の 達成目標	
今	理性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	
マロの要		同上の期間 中の達成 目 標	
望		政策目標の 達 成 状 況	
税特別措	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
置し	性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	
関連する		当該要望項 目以外の税 制上の措置	
項	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
	性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置の 妥 当 性	

	租税特別 措 置 の	
_ _ _	適用実績	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態	
税 特	調 査 結 果	
別 措 置	租税特別措 置の適用に よる効果	
適	(手段として	
用	の有効性)	
大 績		
りか	 前回要望時	
果	の達成目標	
関連		
す	前回要望時	
<u>る</u>	からの達成	
事 項	度及び目標	
	に達してい	
	ない場合の	
	理由	ᄲᆄᄼᆒᇌᆎᄑᇌᆥᅲᆍᆎᇆᄭᆖᄑᇌᆥᆇᄪᆕᇰᇰᅓᆡᅜᇰᇅᄼᅅᆍ
		制度創設時及び改正時に公課及び差押えの禁止について以下
		のとおり要望し、認められている。 ・平成 22 年度制度創設時(公立高校の生徒等の授業料を不徴収
		とし、私立高校の生徒等に対して就学支援金を支給することと
これまでの		こし、私立高校の主旋寺に対して航手文援並を文相することと した法律を制定)
•	星経 緯	・平成 26 年度制度改正時(法改正により公立高校の生徒等に対
	_ 4 <u>-</u> 4-	して授業料を不徴収とする制度から、就学支援金を支給する制
		度に改める等の改正を行ったもの)
		・令和2年度制度改正時(年収 590 万円程度未満の世帯の私立
		高校生等に対して就学支援金の支給額を増額したもの)

令和 5 年度税制改正要望事項 (新設·拡充·延長)

(文部科学省 高等教育局 高等教育企画課)

項目	名	(独) ガ の措置	、学改革	支援・≒	学位授·	与機構の	業務の追加	口に伴	≟う税∜	制上の	所要
税	目	所得税、	法人税、	相続稅	总、消费	費税、 印約	纸税、登録	免許和	涚		
要	「新し	か資本主	義のグラ	ンドデ	ザイン	及び実行	和 4 年 6 計画」(令 資金の交f	和 4	年 6 月	17日	閣議
望	学改革:	支援・学 制上の所	位授与機 要の措置	構の業	務を見	直すこ	貝並の文 とに伴い、 用されてに	関連	の法さ	女正を	前提
Ø	<i>の</i> 継続) 	を講ずる	5 .								
内					Г			1			
							減収見込額			一百	万円
容						(制度自作	本の減収額)	(— 百	万円)
						(改正均	曽減収額)	(,	— 百	万円)
新	(1)	攺策目的									
設	独立征	行政法人	大学改革 8全の交	支援・は	学位授	与機構のなどを位	業務として 置づけるこ	て、新	たにた	大学等 引機構	の機の機
	能強化	を図り、非	表が国の	高等教育	うこと	展に資す	ることを目	的と	する。	-1 \XX [1	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
拡	(2) †	施策の必要	罗 性								
充	デジタ	ル・グリ-	ーンなど	我が国の	の成長	分野をけ	ん引する語	高度専	門人	すは不	可欠
又	は、成:	長分野への	の学部再	編等を	促進す	る必要が	強化が必要 あり、意名	欠ある	大学	等が改	革に
は	躊躇な 数年度Ⅰ	く踏み切れ こわたる約	れるよう 継続的 • ⁷	、再編 機動的 <i>物</i>	に要すな支援	る初期投 を行 <mark>う必</mark>	:資や当面の 要がある。)連営	ない (経費)	こ対し	、複
延											
長	ど、独:	立行政法	人大学改	革支援	• 学位	授与機構	けた資金の の業務の見	直し	を行っ	うこと	で機
を	能強化 ら、税 ^特	を図り、 制上の所勢	円滑な業 要の措置	務の実 を講ずる	を施の <i>†</i> る必要	こめの環 ^は がある。	境を整備す	る必	要がる	あるこ	とか
必				·	•						
要											
٤											
す											
る											
理											

	1		
		政策体系 における 政策目的の 位置付け	
		政 策 の 達成目標	
今	理性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	
回の要		同上の期間 中の達成 目 標	
望		政策目標の 達 成 状 況	
税特別措	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
置し	性	要望の措置 の効果見込み(手段としての有効性)	
関連する		当該要望項 目以外の税 制上の措置	
項	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
	性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置 の 妥 当 性	

- 1 45	租税特別 措 置 の 適用実績	
れまでの租税な	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
天績と効果に関す	前回要望時 の達成目標	
連する事項	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	
これまでの 要 望 経 緯		新規要望

(文部科学省 科学技術・学術政策局 研究環境課)

項目名 (国研)量子科学技術研究開発機構の業務の追加に伴う税制上の所すの措置 税 目 所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税 要 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「量研」という。)が設置する次世代放射光施設(ManoTerasu)を、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成6年法律第78号。以下「共用促進法」という。)の対象施設とすることに伴い、関連の法改正を前提に、税制上の所要の措置(これまで同機構に適用されていた税制上の優遇措置の継続)を講ずる。 の 内 平年度の減収見込額 — 百万円(改 正 増 減 収 額) (— 百万円(改 正 増 減 収 額) (— 百万円以改 正 対 減 収 額) (— 百万円以立 正 減 収 額 収 額) (— 百万円以立 正 減 収 額) (— 百万円以立 正 減 収 額 収 額) (— 百万円以立 正 減 収 額) (— 百万円以立 正 1 減 収 額) (— 百万円以立 1 減 収 1 減 収 額) (— 百万円以立 1 減 収 1 減 1 減		· 人 和 件 子 有	件子技训 子 机以床	
要 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「量研」という。)が記置する次世代放射光施設(NanoTerasu)を、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成6年法律第78号。以下「共用促進法」という。)の対象施設とすることに伴い、関連の法改正を前提に、税制上の所要の措置(これまで同機構に適用されていた税制上の優遇措置の継続)を講ずる。 の	項目	2	機構の業務の追加に	:伴う税制上の所要
置する次世代放射光施設(NanoTerasu)を、特定先端大型研究施設の共用の低進に関する法律(平成6年法律第78号。以下「共用促進法」という。)の対象施設とすることに伴い、関連の法改正を前提に、税制上の所要の措置(これまで同機構に適用されていた税制上の優遇措置の継続)を講ずる。 の	税	目所得税、法人税、消費税、印紙科	说、登録免許税	
を 施設とすることに伴い、関連の法改正を前提に、税制上の所要の措置(これまで同機構に適用されていた税制上の優遇措置の継続)を講ずる。 の	要	置する次世代放射光施設(NanoTerasu)	を、特定先端大型研	T究施設の共用の促
内容	望	施設とすることに伴い、関連の法改正を	前提に、税制上の所	f要の措置(これま
マキ度の減収見込額 一百万円 (制度自体の減収額) (一百万円 (改正増減収額) (一百万円 (改正増減収額) (一百万円 で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	Ø			
容 (制度自体の減収額) (一百万円 (改 正 増 減 収 額) (一百万円 (内		7. 年度の減加目は短	
新 (1) 政策目的 量研が設置する NanoTerasu は、世界最高クラスの軟 X 線放射光を生成するが 速器及びビームラインで構成される施設である。幅広く共用を進めることにより国際競争力の飛躍的な向上につながる成果の創出が期待できる施設であるため、共用促進法を改正し、NanoTerasu を新たに同法の対象とすることにより、幅広い共用を行うことを目的とする。 2 施策の必要性 最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加えて「機能理解」へと向かっており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える高輝度の軟 X 線利用環境の整備が重要となっている。そのため、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれる NanoTerasu の早期整備と、国による責任をもった共用の促進が必要であり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。				
新	容			
・ り国際競争力の飛躍的な向上につながる成果の創出が期待できる施設であるため、共用促進法を改正し、NanoTerasuを新たに同法の対象とすることにより、幅広い共用を行うことを目的とする。 充	新	(1) 政策目的	1	
が、共用促進法を改正し、NanoTerasuを新たに同法の対象とすることにより、 拡 幅広い共用を行うことを目的とする。 た 又 (2) 施策の必要性 最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加えて「機能理解」へと向かっており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える高輝度の軟 X 線利用環境の整備が重要となっている。そのため、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれる NanoTerasu の早期整備と、国による責任をもった共用の促進が必要であり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。	設			
拡 幅広い共用を行うことを目的とする。 充 又 (2) 施策の必要性 最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加えて「機能理解」へと向かっており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える高輝度の軟×線利用環境の整備が重要となっている。そのため、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれる NanoTerasu の早期整備と、国による責任をもった共用の促進が必要であり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。				
又	拡		1917C1 - 1-1724 - 0-7-1734 C	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加えて「機能理解」へと向かっており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える高輝度の軟 X 線利用環境の整備が重要となっている。そのため、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれる NanoTerasu の早期整備と、国による責任をもった共用の促進が必要であり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。	充	(a)		
は ており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える高輝度の軟 X 線利用環境の整備が重要となっている。そのため、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれる NanoTerasu の早期整備と、国による責任をもった共用の促進が必要であり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。	又		析」に加えて「機能	理解しへと向かっ
込まれる NanoTerasu の早期整備と、国による責任をもった共用の促進が必要で 長 あり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備 する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。	は	ており、物質の電子状態やその変化を高	精度で追える高輝度	の軟X線利用環境
長 あり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備 する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。	延			
₹ 	長	あり、当該施設の設置者である量研が適	切に業務を実施する	ための環境を整備
必	を	する必要があることから、税制上の所要	の措置を講する必要	がある。
	必			
要	要			
اع ا	٤			
す	す			
る	る			
理理	理			
	由			

	1		
		政策体系 における 政策目的の 位置付け	
		政 策 の 達成目標	
今	理性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	
回の要		同上の期間 中の達成 目 標	
望		政策目標の 達 成 状 況	
税特別措	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
置し	性	要望の措置 の効果見込み(手段としての有効性)	
関連する		当該要望項 目以外の税 制上の措置	
項	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
	性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置 の 妥 当 性	

- 1 45	租税特別 措 置 の 適用実績	
れまでの租税な	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
天績と効果に関す	前回要望時 の達成目標	
連する事項	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	
これまでの 要 望 経 緯		新規要望

令 和 5 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 · <u>拡 充 · 延 長</u>)

(文部科学省 高等教育局 学生・留学生課)

		_	1)件子1	问节扒月内	子生 • 苗子生味/
項目	名	教育資金の一括贈与を受けた	場合の贈	与税の非課税	措置の拡充
税	目	贈与税			
	4月17	資金の一括贈与を受けた場合 <i>の</i> から令和7年3月 31 日までのE 要望する。			
要	1,500 ②拠出 法人 323 歳	割合を学校法人・公益法人等へ 万円から 2,000 万円まで引き、 後の資金の一定の投資商品に係 ・公益法人等への寄附について 以上の受贈者について、教育 に係る払出しを非課税とする。	上げる。 系る運用損 非課税と	員失及び拠出行 する。	後の資金からの学校
望	本税領	制は、物価高騰や新型コロナウ	イルス感	染症による影	響の長期化、災害
Ø	の多発 期確保 育訓練	化等の中にあって、高齢者世代を確実なものとし、子育て世代等への支出を促進することで、る制度である。	から子育	て世代への教 に関する不安	で育資金の移転・早 でを解消しつつ、教
内	代が中	せて、高齢者世代が保有する資 長期的な教育費の見通しを持っ	て生活費	その他支出を	·行うことができる
容	これ(・教) ・社: ・促・運	なることにより、経済活性化に こついて、時限措置の延長とあ 育費の実態に応じた非課税上限 会全体の教育費支援に寄与する す仕組みの設定 用の促進のための措置	わせ、 !額の引上	げ	
	帯を安置	望するものである。	平年度0	 D減収見込額	(精査中)百万円
				体の減収額)	(▲32,000 百万円)
			(改正:	増減収額)	(一百万円)

(1) 政策目的

我が国の個人金融資産は、祖父母世代である 60 歳以上の高齢者に偏在しており、その多くが預金として保有されている。一方で、子育て(父母)世代は、子供の教育費等に備えて貯蓄を行う傾向にあり、家計の余剰資金が経済に寄与しづらい状況があった。また、内閣府の調査によれば、20 代や 30 代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最大の理由となっている。他方で、相続税法においては、従前、扶養義務者相互間における教育費に充てるための贈与は、金額を問わず非課税とされているところである。

このような中で、少子化対策及び「人への投資」として、子供の教育費の早期確保が可能となる環境整備を図るため、教育費に係る贈与を、信託という形で一括して行うことを可能とする本制度を平成25年4月1日から開始した。これにより、祖父母世代である高齢者が保有する預金等の「眠れる金融資産」の有効活用が促進されるとともに、子育て世代が中長期的な教育費の見通しを持って、生活費その他の支出を行うことによって、経済の活性化にも寄与してきたところである。

扶養義務者の自助努力による教育費の確保を、こうした税制措置で引き続き 制度的に担保する必要があることから、本制度の時限措置の延長を要望する。

さらに、

- ① 現行制度の贈与税の非課税上限額は 1,500 万円となっているところ、教育費負担については、私立学校に進学し、留学する場合などは 2,000 万円以上の費用がかかる現状にあることから、公平性にも留意しつつ、更なる負担軽減と経済活性化を行うために、非課税上限額を 2,000 万円に引き上げることを要望する。ただし、1,500 万円を超える部分については、その5%以上の額を贈与者が別途学校法人等に寄附することを条件として、利用を可能とすることとしたい。
- ② また、教育関連団体等への寄附や運用損失等の「教育資金支出額」に含まれないものは、現行制度では、目的外使用とみなして贈与税が課税される取扱いになっている。これについて、拠出後の資金の運用を促進し経済活性化を促進する観点から、一定の投資商品に係る運用損失を非課税としたい。あわせて、寄附を通じた教育全体の支援を促進するために、拠出後の資金から学校法人・公益法人等へ寄附することについても非課税としたい。
- ③ さらに、現行制度では、23歳以上の受贈者に関し、教育訓練給付金の支給対象として厚生労働省の指定を受けた講座に係る払出しのみが非課税となっており、同じ資格の取得に係る払出しでも、同給付金の支給対象の指定を受けていない講座である場合、課税対象となってしまう(講座は申請主義のため、同一実施主体における同一内容の講座でも、必ずしも同給付金の支給対象の指定を受けていない場合がある)。

学び直しやリカレント教育の推進は政府として最重要課題の1つであること、また、同一の資格取得を目指す場合の税制上の公平性のため、同給付金の対象となりうる「資格・検定」に係る払出しについて非課税とする取扱いとしたい。

(2) 施策の必要性

我が国の個人金融資産は、約 2,000 兆円もの規模であるが、金融資産の多くは 60 歳以上の高齢者層に偏重している状況にある。また、金融資産の約半分は現預金で保有・運用されており、この割合は諸外国に比べて高い。一方で、子育て世代は将来の子供の教育費に対する不安等から消費活動を控える傾向が見られる。

本制度の拡充・延長により、高齢者層に偏重している個人金融資産の若年者層への世代間移転を更に促すことで、「自助」としての教育費の早期確保を可能にし、我が国の将来を担う人材への投資につなげる。また、これにより子育て世代の将来に対する不安を和らげ、消費活動の活発化を図る。

さらに、公益法人や学校法人等への寄附を促進する仕組みを設けることで、 孫等への支援にとどまらない、より広範な子供、若者への教育費支援として 「共助」にもつながる。

|こども政策の推進に係る有識者会議 報告書(令和3年 11 月)|

(子育てや教育に関する経済的負担の軽減)

○ 夫婦に尋ねた理想的なこどもの数は長期的に低下傾向にあり過去最低を更新している中、理想のこどもの数を持たない最大の理由が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている。子育てや教育に関する経済的負担を軽減することは、こどもに質の高い教育の機会を保障するとともに、少子化対策としても重要である。幼児教育・保育の無償化や大学生等への修学支援などが実施されてきているが、更なる取組の強化について、これまでの取組の効果を検証しつつ、安定的な財源の確保と併せて検討が必要である。

第二百八回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説(令和4年1月)

(人への投資)

第二に、「人への投資」の抜本強化です。

資本主義は多くの資本で成り立っていますが、モノからコトへと進む時代、 付加価値の源泉は、創意工夫や、新しいアイデアを生み出す「人的資本」、 「人」です。

しかし、我が国の人への投資は、他国に比して大きく後塵を拝しています。 今後、官民の人への投資を、早期に、少なくとも倍増し、さらにその上を目指 していくことで、企業の持続的価値創造と、賃上げを両立させていきます。

(中間層の維持)

第三に、未来を担う次世代の「中間層の維持」です。

子育て・若者世代に焦点を当て、世帯所得の引き上げに向けて、取り組みます。全世代型社会保障構築会議において、男女が希望通り働ける社会づくりや、若者世代の負担増の抑制、勤労者皆保険など、社会保障制度を支える人を増やし、能力に応じてみんなが支え合う、持続的な社会保障制度の構築に向け、議論を進めます。

経済財政運営と改革の基本方針 2022 について (令和4年6月7日閣議決定)

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1)人への投資と分配

デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。 自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」

を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を 行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。

こうした考えの下、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。あわせて、多様な人材の一人一 人が持つ潜在力を十分に発揮できるよう、年齢や性別、正規雇用・非正規雇用といった雇用形態にかかわらず、能力開発やセーフティネットを利用でき、自分の意思で仕事を選択可能で、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を進める。

「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)

(中略)少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育て中の孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担の重さ、年齢や健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っている。

こうした状況を受け、これまでも幼児教育・保育の無償化や高等教育の修学支援など、子育て支援を拡充してきたところであるが、引き続き今行っている施策の効果を検証しつつ、こうした希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組み、個々人の希望の実現を後押しするとともに、結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持つことができる環境づくりに取り組むことで、多くの人が、家族を持つことや、子供を生み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会をつくる必要がある。

<重点課題>

若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備(経済的基盤の安定)

<施策の具体的内容>

- ○結婚・子育て資金や教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の実施等
- ・現在、高齢世代の保有する資産の若い世代への移転を促進し、若い世代を支援することを目的として、父母・祖父母等が子・孫に対し結婚・妊娠・出産・育児や教育に要する費用について一括して拠出した場合に、一定の限度額の範囲内で贈与税を非課税とする措置を講じている。

今回の要望(仙	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進施策目標 1-4 生涯を通じた学習機会の拡大政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり施策目標 2-6 教育機会の確保のための支援づくり政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興政策目標 1 スポーツの振興施策目標 11-2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
租	理		政策目標12 文化芸術の振興 祖父母世代から孫世代への世代間資産移転を促進させること
│ 税 │ 特 │ 別	性	政 策 の 達成目標	で、将来の教育資金の確保を図り、我が国の将来を担うイノベーション人材、グローバル人材等の育成を強化する。また、子育て世代の将来不安を和らげるとともに、係る世代による消費の活性化、運用の促進を図る。
措置		租税特別措 置の適用又 は延長期間	

	同上の期間 中の達成 目標標	更なる利用者の拡大に努める。
	ひなり	幼稚園から大学(博士課程)卒業・修了までの教育費は約1,741万円(※1)、留学に要する費用は約500~600万円(※2)である。子供の学習環境の整備については、現在でも様々な取組を行っているものの、平均賃金の上がらない中、子育て世代の負担は依然として大きく、これをより確実に確保できるようにすることが必要。
	政策目標の 達 成 状 況	 (※1)公私立の平均。高校以下でも私立学校に通うと、最大2,820万円となる。 (出典:文部科学省「平成30年度子供の学習費調査報告書」日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査結果」) (※2)米国の公立大学に1年間留学した場合。 (出典:トビタテ!留学 JAPANHPより各国留学ガイドブック(各国大使館監修資料、恵文社発行))
	要望の 措置の 適用見込み	今後、毎年約 10,500 件のペースで利用者が増加することが見 込まれる。
有 効 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	 本措置の延長及び非課税上限額の引上げにより、資産の世代間移転が更に促進され、将来を担う人材の育成が更に強化される。 学校法人・公益法人等への寄附を促す仕組みを設けることで、家族内に留まらない社会全体の教育費支援に繋がることが期待される。 講座の指定状況によらず、教育訓練給付金の対象となりうる「資格・検定」に係る払出しを非課税とすることで、公平性が高まり、「資格・検定」取得の促進にも寄与する。 一定の投資商品に係る運用損失の非課税化等を通じて、経済活性化にも貢献することが見込まれる。
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	なし
相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
	要望の措置の 妥 当 性	本措置は高齢者に偏重している個人金融資産の孫等への世代間資産移転を促進し、家計における個人金融資産を有効活用する観点から、広く公平に個人に適用するものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	本措置が導入されてから令和4年3月末までで、契約件数 252,090件、贈与された金額約1兆8,814億円。(信託協会調べ)
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	なし
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	高齢者に偏重している個人金融資産が孫世代へ移転することにより、子育て世代の教育費負担の軽減が図られた。 実際に、信託を設定している金額のうち、令和4年3月現在で約8,360億円が既に引出されている。
	前回要望時 の達成目標	祖父母世代から孫世代への世代間資産移転を促進させることで、将来の教育資金の確保を図り、我が国の将来を担うイノベーション人材、グローバル人材等の育成を強化する。また、子育て世代の将来不安を和らげることで、同世代による消費の活性化を促す。
	前回要望時 からび目標 に達してい ない場合の 理	信託協会の調査によれば、利用者(贈与を受けた者の親)の 約5割は「子供の将来の選択肢(進学先等)が広がることが期 待できる」と、約8割は「教育資金に係る生計の負担が軽くな った」等と回答しており、目標は達成していると言える。
これまでの 要 望 経 緯		平成 25 年 4 月 1 日に新設。 平成 27 年度税制改正で延長・拡充。 平成 29 年度税制改正で拡充。 平成 31 年度税制改正で延長・拡充。 令和 3 年度税制改正で延長。

(文部科学省 研究開発局 宇宙開発利用課 宇宙利用推進室)

項目	名	日米宇宙協力に関する枠組協 税制上の所要の措置	3定(仮称)に基づく物	物品等の輸入に伴う
税	目	消費税		
要	目指す。宇宙協力	存間で交渉中の日米宇宙協力に。) が規定する非課税規定(同力に必要な物品等の輸入の際にの措置を講じることとしたい。	同枠組協定第5条)を抗	旦保するべく、日米
望	※関係》	去令 品に対する内国消費税の徴収等		
Ø		品に対する内国消費税の徴収等 去施行令第二十五条の二の改正		第十三条第五項を関
内			7.5.5.0.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	A 401 TTD
			平年度の減収見込額	▲491 百万円
容			(制度自体の減収額)	(一百万円)
н			(改正増減収額)	(万円)

新

(1) 政策目的

日米宇宙協力は、2019 年に米国が打ち出した「アルテミス計画」に我が国も 賛同したことで、新たな時代に突入。日米宇宙協力の更なる促進及び効率性向 上のため、宇宙協力に関する基本事項を規定する協定の必要性が浮上。2022 年 1月から、日米宇宙協力に関する組協定の交渉を開始した。

アルテミス計画は、2030 年代の火星への有人着陸を目標に掲げ、それに向けて必要となる技術や能力を、月面での持続的な探査を通じて実証・獲得することを目指す計画。具体的には、2025 年以降の有人月面着陸、2020 年代中頃からの持続的な月周回有人拠点(ゲートウェイ)の運用開始、その後の月面の持続可能な探査開始等を目指している。

我が国は、米国からの同計画への参画要請を受け、内閣総理大臣を本部長とする宇宙開発戦略本部において、参画を決定(2019 年 10 月 18 日)。我が国にとって同計画は、深宇宙探査に向けた技術等の獲得のため重要であり、米国人以外で初となる日本人宇宙飛行士の月面着陸の実現に向け、月面データの取得・提供や月探査関連の超大型機材(有人与圧ローバ等)の開発等の協力に取り組んでいる。

日米宇宙協力は、アルテミス計画の下、今後更に拡大・深化していくことが 期待される。そのため、日米宇宙協力に関する枠組協定を締結し、日米宇宙協 力の更なる促進及び効率性向上を実現していく。

(2) 施策の必要性

日本はアルテミス計画の下での日米協力の一つとして、2020 年代後半に有人 与圧ローバを打上げ予定。今後の日米宇宙協力において開発が見込まれる有人 与圧ローバのような関連機材は、これまでの日米宇宙協力において開発したも のと比べて大型となり、開発に際して関連部品を米国から日本に持ち込む場合 に多額の消費税等が課されることが想定される。

一方、日米宇宙協力における米側の実施機関(NASA等)が行う協力案件に関連する物資の米国外から米国への輸入は、米国の措置により当該輸入に伴い米国内で税が課されないこととなっている。かかる状況を踏まえ、日米宇宙協力を更に円滑に推進するためには、双方向性の観点からも日本側においても物品等の輸入の際に発生する消費税等を非課税とする政策的必要性が高い。

これまでの日米間の宇宙協力においても、国際宇宙ステーションに関する協力では、国際宇宙基地協力協定 (IGA) 第18条3に従い、必要な物品等の日本への輸入の際に発生する消費税等が非課税とされてきた。

そのため、新たに締結する日米宇宙協力に関する枠組協定においても、IGAと同様の非課税規定を設け、物品等の輸入の際に発生する消費税等を非課税とする必要性がある。

	1		
		政策体系 における 政策目的の 位置付け	
	合品	政 策 の 達成目標	
今回	性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	
の要望		同上の期間 中の達成 目 標	
~		政策目標の 達 成 状 況	
租税特	有	要望の 措置の 適用見込み	
別措置	効性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	
)に関連		当該要望項 目以外の税 制上の措置	
でする事項	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
坦	性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置の 妥 当 性	
	ı.	l .	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
対果に	前回要望時 の達成目標	
関連する事項	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	
これまでの 要 望 経 緯		_

令和5年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>・<u>延長</u>)

(文部科学省 科学技術・学術政策局 研究開発戦略課)

項	目 名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
税	目	所得税(租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、租税特別措置法施行規則第 5 条の 6) 法人税(租税特別措置法第 42 条の 4、 租税特別措置法施行令第 27 条の 4、 租税特別措置法施行令第 20 条)
		の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベー に繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。
要	図るた	には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を め、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うともに、オー ノベーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。
望	〇オー 控除 〇サー	型のインセンティブ強化 プンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び 率の引上げ ビス開発の要件の見直し
Ø	で) O試験	型の控除率の上乗措置の適用期限の延長(2 年間延長(令和 6 年度末ま)) 研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長 F間延長(令和6年度末まで))
内	〇中小 用期 〇オー 研究	企業者等について、試験研究費が 9.4%超増加した場合の上乗措置の適限を延長(2年間延長(令和6年度末まで)) プンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者に同機構から出
容		び利事条開拓における明光開発の成果を活用する事業者に同機構がら出 受ける者を追加 等
		平年度の減収見込額 (精査中) 百万円
		(制度自体の減収額) (▲505, 300 百万円)
		(改正増減収額) (▲24,000百万円)

新

設

(1) 政策目的

我が国の研究開発投資総額(令和2年度:19.2兆円)の約7割(同:13.8兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。

(2) 施策の必要性

我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。

しかしながら我が国は、長年主要国中第 1 位であった研究開発投資の対 GDP 比率で平成 21 年度に韓国に抜かれ、主要国中第 2 位であった民間の研究開発投 資額でも平成 22 年度に中国に抜かれ、後塵を拝している。また、リーマンショ ック後、足許における主要国の研究開発投資伸び率を比較すると、我が国の伸 び率は他国と比較して最も低く、大きな危機感を持たざるを得ない状況であ る。

一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。

また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える(スピルオーバー効果)いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。

革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。

こうした中、科学技術・イノベーション基本計画 [令和3年3月26日閣議決定] において、2021 年度から 2025 年度までの5年間で、官民合わせた研究開発投資の総額約 120 兆円を達成することが目標として定められた。このような高い目標を達成するためには、我が国の研究開発投資総額の約7割を担う民間企業の研究開発投資を促していくことが重要。そのためにも、研究開発投資を増加する企業に対して、より一層のインセンティブを付与していくような制度設計が必要である。

加えて、産業全体が成熟しつつある我が国において、今後もイノベーションを起こし続けていくためには、大企業とスタートアップのオープンイノベリョンを促すことが重要である。すなわち、「大企業にとっては新技術を取らむことで新陳代謝が促され、更なる成長を見込むことができる」、「スタートアップにとっては大規模な経営資源を活用することで効率的な経営と事業の拡大が期待できる」ことから、オープンイノベーションは双方にといて非常に、大企業とスタートアップのオープンイノベーションが十分に進んでいるとは言い、対別であり、オープンイノベーションがより促進させるような制度に見直していくことが必要である。

06-2

_			
			3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
			〇 科学技術・イノベーション基本計画 [令和3年3月26日閣 議決定]
			第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化
			【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】(主要指標) ・ 2021 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資の
			** 2021 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資の 総額の規模:約 30 兆円 ** 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開
			発投資の総額:約 120 兆円(政府投資が呼び水となり 民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究 費割合の水準等を勘案)
今回			O 経済財政運営と改革の基本方針 2022 (骨太の方針) [令和 4年6月7日閣議決定]
の要望			第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (2) 科学技術・イノベーションへの投資 ~略~研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。~略~
			(3)スタートアップ(新規創業)への投資
租税			〜略〜ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や 創薬ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の
特	合	政策体系	研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外 の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される 形で進める。~略~
別	理	に お け る 政策目的の	
措置	性	位置付け	年6月7日閣議決定] エ、新しい資本主義に向けた計画的な重点投資
			2 科学技術・イノベーションへの重点的投資 ~略~民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセ
関			ンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーション を更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民
連			間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方につい て検討を進める。
する			~略~ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。
事			3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進
項			(2)付加価値創造とオープンイノベーション
			②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税
			制等の在り方やルールの見直し ~略~スタートアップに投資し、さらに買収すること
			が、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企 業のオープンイノベーションの推進策としても重要で
			ある。このため、オープンイノベーションを促進する ため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検 証する。
			○ 激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性
			―成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が 「成長と分配の好循環」をリードする— [令和 4 年 6 月 22 日 中小企業政策審議会 総会]
	l		1 1 正不吸不由概么

		第4章 (略)世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体の パフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現 する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応する サプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小規模事業 者が本来持つ強み(分厚い構造、イノベーションに適した特 性等)を発揮し、成長・生産性向上を目指していくことが重 要である。(略)こうした企業が成長志向に変革していき、 一者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になるこ とを目指して、政策支援を展開していきたい。
	政 策 の 達成目標	官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)
	租税特別 措置の適 用又は延 長期間	○一般型のインセンティブを強化 ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定 義の見直し及び控除率の引上げ ○サービス開発の要件の見直し ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究 先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加す るとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研 究開発の成果を活用する事業者に同機構から出資を受ける者 を追加
		(以上、適用期限の定めなし) 〇一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 〇試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置 〇中小企業者等について、試験研究費が 9.4%超増加した場合に 控除率及び控除上限を上乗せする仕組み (以上、令和5年4月1日~令和7年3月31日(2年間))
	同上の期 間 中の達成 目 標	官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。
		〇公共機関等における研究開発投資は増加したものの、企業に おける投資は減少したことから、研究開発投資の総額は減少 している。 研究主体別研究費の推移(億円)
	政策目標の 達 成 状 況	2016 2017 2018 2019 2020 前年比年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度
		(出典:総務省「科学技術研究調査」)
有 性 効	要 望 の 措 置 の 適用見込み	○令和5年度適用件数見込み3,698件/事業年度・一般型3,698件/事業年度・中小企業技術基盤強化税制6,091件/事業年度・オープンイノベーション型692件/事業年度

	-							
			→ 研究開 ・研究開発和 ・令和 2 年原 上げ効果	果の試算 度減収額 5,053 開発税制等によ 党制等の研究開 度〜令和 12 年 :3兆 5,093 億	: る研究開発抖 引発投資押上交 :度までの 10 意円	カ果:5,851億 年間に及ぼす	類円 けGDP 押し	
		要望の措置の対理を		の在り方に関す		~ (1) #/1 <u>1</u> 1 2 1	(1)	
		の効果見込 み(手段とし ての有効性)	税制改正に 3.4%増加し で、経済 で、ション におけるオー の外部 る。	(Kasahara et おける総額型の たとされてい 業研究所が EBP -パー(池内(20 -プンイノベー 研究開発投資の)導入により、 る。また、経 M の一環とし)22))によれに -ション型の扱)増加に寄与し	研究開発投資済産業省と連て行った研究 ば、2015 年度は 大充により、 たことが示る	資が3.0~ 携した上 のディスカ の税制改正 平均で14.4%	
			ころである	が、こうした D効果分析につ	過去の分析等	等を踏まえつ		
	当該要望項 目以外の税 制上の措置		なし					
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	政府全体で村	^{兼々な研究開発}	き予算の要求が	が行われる予算	TJ.	
*	相当		研究開発段にカによる研究	措置は、それる ーマ等を設定で 階における成り 究開発投資を輸 ま支援目的と対	することで、 果の獲得を目 冨広く、中立	指す制度であ	た分野又は り、民間活	
		当				外国において - ら積極的な支援		
l l	生		民間研究開発	投資に対する政	(府支援の対民	間研究開発比率	≝ (2019)	
1:	_	上記の予		研究開発税制	補助金等	合 計		
		算上の	日本	9. 98%	2. 05%	12. 03%		
		措置等	米国	11. 37%	12. 33%	23. 70%		
		と要望項 目	英国	33. 01%	8. 14%	41. 15%		
		との関係	独国 仏国	0. 00% 28. 39%	6. 97%	6. 97% 39. 48%		
			韓国	12. 23%	16. 50%	28. 73%		
			中国	6. 85%	5. 65%	12. 50%		
			7ヵ国平均	14. 55%	8.96%	23. 51%		
				D Main Science	and Technolo	ogy		
			Indicators) ※独国は従来	税制支援制度が	(無かったが	研究問発に依	ス税制 Fの傷・	
			遇措置に関	祝前文援制度が する法律 Rese E1月から施行。				

		■ 革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態 〕
		中がらなりない。 から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・ 企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させること が重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、 中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。
	要望の措置 の 妥 当 性	研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、これを達成するためには、今まで以上のスピードで、研究開発投資を増加させていくことが必要な状況となっており、インセンティブをさらに強化し、民間の研究開発投資を後押ししていく。
		大企業とスタートアップの委託・共同研究を促すことは、大企業にとっては、新しい技術・アイデアを取り込むことにつながり、新領域への研究開発投資の機会を生み出すことにつながる。また、スタートアップにとっては、大企業の経営資源を活用することで、成長のスピードを加速化することができる。
これ		① 減収額実績(うち、資本金1億円以下の法人分) <一般型> 平成30年度 5,751億円(57億円) 令和元年度 5,192億円(101億円)
まで	租税特別 措 置 の 適用実績	令和 2 年度 4,737 億円(132 億円) <中小企業技術基盤強化税制> 平成 30 年度 357 億円(357 億円) 令和 元年度 287 億円(286 億円) 令和 2 年度 208 億円(206 億円)
特別措置の		<高水準型> 平成 30 年度 23 億円 (1.2 億円) 令和 元年度 6.7 億円 (0.3 億円) 令和 2 年度 −億円 (−億円)
3適用 実績-		<オープンイノベーション型> 平成 30 年度 84 億円(3.7 億円) 令和 元年度 88 億円(4.0 億円) 令和 2 年度 108 億円(4.5 億円)
の租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		② 適用事業者数 (うち、資本金 1 億円以下の法人分) <一般型> 平成 30 年度 3,822 法人 (1,017 法人) 令和 元年度 3,598 法人 (1,010 法人) 令和 2 年度 3,504 法人 (1,024 法人)
		< 中小企業技術基盤強化税制 > 平成 30 年度 5,690 法人 (5,674 法人) 令和 元年度 5,478 法人 (5,463 法人) 令和 2 年度 5,164 法人 (5,148 法人) < 高水準型 >
	j	ハロバイエノ

	平成 30 年度 149 法人(110 法人) 令和 元年度 96 法人(79 法人) 令和 2 年度 -法人 (-法人)
	<オープンイノベーション型> 平成 30 年度 580 法人(283 法人) 令和 元年度 554 法人(254 法人) 令和 2 年度 562 法人(281 法人) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)
	※前回要望時(令和3年度税制改正要望時)における令和2年度の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収見込額及び適用見込事業者数は、別紙に記載。
	① 租税特別措置法の条項 42条の4
租特透明化法に基づくの用実態	②令和 2 年度適用件数(うち、資本金 1 億円以下の法人分) (1) 一般型:3,504 法人(1,024 法人) (2) 中小企業技術基盤強化税制:5,164 法人(5,148 法人) (3) オープンイノベーション型:562 法人(281 法人)
調査結果	③令和 2 年度適用額(うち、資本金 1 億円以下の法人分) (1) 一般型:4,737 億円(132 億円) (2) 中小企業技術基盤強化税制:208 億円(206 億円) (3) オープンイノベーション型:108 億円(4.5 億円)
租税特別措置の適用に	〇企業の研究開発費の推移(うち、資本金1億円未満の企業分)
よる効果(手段としての有効性)	平成 26 年度 135,864 億円 (5,141 億円) 平成 27 年度 136,857 億円 (4,404 億円) 平成 28 年度 133,183 億円 (4,357 億円) 平成 29 年度 137,989 億円 (3,955 億円) 平成 30 年度 142,316 億円 (3,809 億円) 令和 元年度 142,121 億円 (4,077 億円) 令和 2 年度 138,608 億円 (4,261 億円) (出典:総務省「科学技術研究調査」)
前回要望時 の達成目標	次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において 精査中
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	令和2年度の民間企業の研究開発投資は、対GDP比2.59%となっている(総務省「科学技術研究調査」)
	昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除
	昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分25%税額控除
	昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除
これまでの	15%以下增加分25%税額控除
要望経緯	昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20%税額控除
7 12. 17	昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設
	中小正来技術基盤短化税制の創設 昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費
	として特別加算
	平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設

(共同試験研究促進税制の創設)

平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)

平成 7 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)

平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充

(大学との共同試験研究を行う民間企業が自 社内で支出する試験研究費を税額控除の対象 に追加)

平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改知

特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12% 相当額(特別試験研究の額がある場合には、 その支出額の 15%相当額を加算することと し、当期の法人税額の 14%相当額)に変更。

縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑 化法の特定事業者に係る特例の廃止。

平成 13 年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。

縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。

平成 15 年度 拡充 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度 (総額型)の創設。

平成 18 年度 拡充 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。

縮減 税額控除率の2%上乗せ措置の廃止。

平成 20 年度 拡充 試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度(増加型)の創設。

売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控 除する制度(高水準型)の創設。

平成 21 年度 拡充 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。

拡充 (経済対策)総額型等について①控除上限の 引上げ(20%→30%)、②税額控除限度超過 額の平成23、24年度への繰越控除を措置 (22年度末まで)。

平成22年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を2年間延長 (23年度末まで)。

平成23年度縮減総額型の控除上限を20%から30%に引き上げる措置について、適用期限延長せず。

延長 (平成 23 年 6 月再つなぎ法) 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上

06 - 8

げる措置を延長(23年度末まで)。

平成 24 年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長 (25 年度末まで)。

平成 25 年度 拡充 総額型の控除上限の引上げ(20%→30%) (26 年度末まで)

平成 26 年度 拡充 増加型・高水準型の適用期限を 3 年間延長 (28 年度末まで)

> 増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控 除率が高くなる仕組み(最大30%まで)に改 組。

平成 27 年度 拡充 総額型と特別試験研究費税額控除制度(01型)をあわせ、控除上限を 30%(総額型 25%、01型 5%)にするとともに、両制度を 適用期限の定めのない措置に改組。 01型について、①控除率の引上げ(12%→ 20%/30%)、②対象費用の拡大(中小企業 者等からの知財権の使用料の追加)。

縮減 繰越控除制度の廃止。

平成 29 年度 拡充 増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率 に応じて総額型の控除率が変動する仕組みを 導入(控除率の一部は 30 年度末まで)。 売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その 割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組み を導入(30 年度末まで)。

> 中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入(30年度末まで)。 試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。

01 型の要件を緩和。

延長 高水準型の適用期限を2年間延長(30年度末まで)。

令和 元年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上 げ(5%→10%)、支援対象の拡大及び一部 控除率の引上げ

総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。

高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超 の場合の控除率上乗せ措置を創設(令和2年 度末まで)。

ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控 除上限の引上げ。

延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長 (令和 2 年度末まで)

令和 3年度 拡充 一般型(総額型から改名)の控除上限を 25% から 30%に引き上げ(2 年間)

> ※2020年2月1日より前に終了する事業年度 と比較し一定の要件を満たした場合。

> 一般型の控除率を見直し増加インセンティブ

を強化。

自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。

特別試験研究費における共同研究の相手方に 国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究 機関を追加。

縮減 特別試験研究費について、50 万円超の共同研 究に限定。

延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長(令和 4 年度末まで)

令和5年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>・延長)

(文部科学省 高等教育局 私学部 私学行政課 私学共済室)

項目	名	出産費及び家族出産費の支給	額の見直しに伴う税制	上の所要の措置
税	目	所得税、国税徴収法		
	加入者 和4年 以降の	及び家族出産費に対する所得利である私立学校教職員等の生活 である私立学校教職員等の生活 度に出産費及び家族出産費の3 出産費及び家族出産費について の禁止の措置を講じる。	舌の保障または生活の5 と給額を見直す場合にな	安定を図るため、令 おいて、令和5年度
要	私立学	交教職員共済法(昭和 28 年法 ^{说)}	律第 245 号)(抄)	
望	第五条職務遺	この法律に基づく給付として 族年金並びに休業手当金以外の 也の公課を課さない。		· - · · - · · · · - · · -
D	国家公	路員共済組合法(昭和 33 年法を受ける権利の保護)	律第 128 号)(抄)	
内	第四十	と文ける権利の保護が 八条 この法律に基づく給付る し押さえることができない。か		
容	り差し	手当金を受ける権利を国税滞約 押さえる場合は、この限りでな 学校教職員共済法第 25 条におり	il,	心分を含む。) によ
			平年度の減収見込額	— 百万円
			(制度自体の減収額)	(— 百万円)
			(改正増減収額)	(万円)

(1) 政策目的 新 私立学校教職員共済制度の加入者である私立学校教職員等の生活の保障また 設 は生活の安定を図ることができる。 (2) 施策の必要性 拡 出産費及び家族出産費を含めた保険給付は、加入者である私立学校教職員等の生活の保障または生活の安定を図るために支給されるものであるため、私立学校教職員共済法第5条等に基づき非課税等(注)となっている。 充 又 (注)健康保険制度と同様。 これまでと同様、引き続き、加入者である私立学校教職員等の生活の保障または生活の安定を図るため、増額部分についても所要の措置を講じる必要があ は る。 延 長 を 必 要 لح す る 理 由

	1		
		政策体系 における 政策目的の 位置付け	
		政 策 の 達成目標	
今	理性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	
回の要		同上の期間 中の達成 目 標	
望		政策目標の 達 成 状 況	
税特別措	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
置)に	性	要望の措置 の効果見込み(手段としての有効性)	
関連する		当該要望項 目以外の税 制上の措置	
項	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
	性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置 の 妥 当 性	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
	前回要望時 の達成目標	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	
これまでの 要 望 経 緯		実績なし。

(文部科学省 高等教育局 私学部 私学行政課 私学共済室)

項目	名	退職等年金給付の積立金に対 の延長	する特別法人税の撤風	発又は課税停止措置
税	目	法人税		
要	保する	 等年金給付の積立金に対する特 ため、資産形成に係る税制の 別法人税の撤廃に至るまで、課	包括的な見直しに併せ	たな撤廃を行う。ま
望	720 197			•
o				
内				
			平年度の減収見込額	— 百万円
容			(制度自体の減収額)	(一百万円)
			(改正増減収額)	(一百万円)
新	(1) 政治	策目的		
設		等年金給付は、私立学校教職員		
	を図る 実を図。	とともに、私立学校教育の振興 ス	関に資するための制度 ⁻	であり、これらの充
拡	760	0 0		
充	(2) 施領	策の必要性		
又		等年金給付に関する税制は、掛		
は		法人税課税(課税凍結中)、給 等の対象)となっている。	付時は謀祝(公的年金	で寺控际及ひ返職所
延	そう	した中で特別法人税が課税され	ιた場合、あらかじめ(i	備える積立金が減少
長		立状況の悪化につながり、運用 財政状況の悪化を招く可能性が		
を		_め 政人がの忘れを行く可能性が 。このため、運用時の特別法人		
必		措置を延長することにより、追 校教職員第の完実した老後の副		
要		校教職員等の安定した老後の所 資する必要がある。		-、松立子仪叙目の
ے				
す				
る				
理				
由				
Щ				

	T	
	政策体系 における 政策目的の 位置付け	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 <教育振興基本計画> 5. 教育政策推進のための基盤を整備する 目標(18)安全・安心で質の高い教育研究環境の整備
	政 策 の 達成目標	特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、私立学校教職員等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資する。
合 理 性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置を要望。
	同上の期間 中の達成 目 標	特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、私立学校教職員等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資する。
	政策目標の 達 成 状 況	_
有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	退職等年金給付制度の加入者等(約58万人(令和2年度末))に影響がある。 なお、退職等年金給付の業務を行う日本私立学校振興・共済事業団が特別法人税の納税義務者である。
	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	退職等年金給付の積立金の確保が図られることにより、私立学校教職員等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資することができる。
相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	地方税についても同様の要望を行う。
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
	要望の措置の 妥 当 性	退職等年金給付制度の加入者等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資することができる。
		合理性 有効性 有別性 相当性 は では で

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	_
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
	前回要望時 の達成目標	
	前回要望時からのでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	
これまでの 要 望 経 緯		平成 26 年度税制改正要望において、退職等年金給付制度の創設に 伴う所要の措置を要望し、平成 26 年度において特別法人税の課税停 止が措置されている。 平成 29 年度及び令和 2 年度税制改正要望においても、同様に延長 されている。

令和 5 年度税制改正要望事項 (新設·拡充·延長)

(文部科学省 研究振興局 研究振興戦略官付)

項目	名 福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置
 税	目所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税
要	・特例措置の対象 福島国際研究教育機構の設立(令和5年4月予定。以下「機構」という。) に伴い、所得税、法人税、消費税、印紙税及び登録免許税について、税制上の 所要の措置を講ずるもの。
望	特例措置の内容 〇所得税(公共法人等(所得税法別表第一)として非課税措置を適用) 〇法人税(公共法人(法人税法別表第一)として非課税措置を適用)
O	○消費税(消費税法別表第三に掲げる法人として課税の特例措置を適用)○印紙税(非課税措置を適用(印紙税法別表第二))○登録免許税(非課税措置を適用(登録免許税法別表第二)
内	平年度の減収見込額 ▲ 510.7 百万円
	(制度自体の減収額) (― 百万円)
容	(改正增減収額) (一 百万円)
新	(1) 政策目的
	福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成
設	果の産業化、これらを担う人材育成等の業務を行う機構を新たに設立することにより、福島の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及
•	び産業競争力の強化に貢献する。
拡	
充	(2) 施策の必要性
又	原子力災害に見舞われた福島浜通り地域等においては、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置の取組など、引き続き多くの課題が残されており、こうした中長期的な対応が必要な原子力災害からの復興・再生については、引き続
は	さ、国が前面に立って取り組むこととしている。
延	このような背景から、「国際教育研究拠点の整備について」(令和2年12日18日復興性准合議的党)にないて、「創造的復興の中技拠点」として、現
長	月18日復興推進会議決定)において、「創造的復興の中核拠点」として、研 究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点を新設することを決定。ま た、令和4年3月、機構の基本的な考え方や機能を定めた「福島国際研究教育
を	機構基本構想」(令和4年3月29日復興推進会議決定)を策定。令和4年2月、機構の設立に向けた、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律
必	万、機構の設立に同りた、「福島復興再生特別相直法の一部を改正する法律 案」を国会に提出し、同年5月に成立。機構を令和5年4月に設立することを 予定している。
要	機構は、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資す
٤	る研究開発や成果の普及、人材の育成等を行うこととしている。具体的には、福島をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の
す	課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。加えて、企業や関 「係機関を巻き込みながら研究開発の成果の実用化・新産業創出に着実につなげ
る	るとともに、大学院生や地域の未来を担う若者世代、企業の専門人材等を対象
理	とした人材育成の取組を行う。こうした研究開発や産業化、人材育成について、機構を設立することで、その動きを加速していく。
由	本機構の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。

	1	T	
	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	
		政 策 の 達成目標	令和5年4月に機構を設立し、原子力災害からの福島の復興 及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基 づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の 普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等 の業務を総合的に行う。
今回		租税特別措 置の適用又 は延長期間	期間の定めのない措置
の要		同上の期間 中の達成 目 標	新産業創出等研究開発基本計画(令和4年8月26日策定)に 基づく、研究開発等の実施。
望 (租		政策目標の 達 成 状 況	令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 施行 《今後の予定》
税			令和5年4月 機構の設立
特別	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	1法人(機構)
措置)に関		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島の地方公共団体のみが出資できることとしている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に研究開発等の事業を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である福島をはじめとする東北の復興や研究等に支障を及ぼしかねない。
連する事項	相	当該要望項 目以外の税 制上の措置	(地方税) 〇法人住民税(法人税割)(法人税法別表第一の公共法人として非課税措置を要望) 〇事業税(地方税法第72条の4の非課税の法人として要望) 〇地方消費税※消費税(国税)と連動した要望 〇不動産取得税(地方税法第73条の3による非課税措置を要望) 〇固定資産税(地方税法第348条第6項による非課税措置を要望) 〇都市計画税(地方税法第702条の2による非課税措置を要望)
	·· 当 性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	令和5年度福島国際研究教育機構関連予算の概算要求 (事項要求)
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	税制上の措置に加え、国の予算措置を一体的に実施することにより、機構において、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する研究開発等の推進が可能となる。

	要望の措置 の 妥 当 性	機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島の地方公共団体のみが出資できることとしている極めて公共性の高い法人である。 なお、同様の業務等を担う国立研究開発法人は税制上の優遇 措置を受けていることから、機構だけ別の扱いとすることは均 衡を欠くこととなる。
これ	租税特別 措 置 の 適用実績	
までの租税特別	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
	前回要望時 の達成目標	
連する事項	前回要望時 からの達し 度及び目標 に達してい ない場合の 理	
これまでの 要 望 経 緯		_

令和 5 年度税制改正要望事項 (新設·拡充·延長)

(文部科学省 研究振興局 研究振興戦略官付)

項目	名	福島国際研究教育機構への寄附に係る税制措置
税	目	所得税、法人税、相続税
要	福島に伴い	措置の対象 国際研究教育機構の設立(令和 5 年 4 月予定。以下「機構」という。) 、機構に対する個人・法人からの寄附金について、税制上の所要の措置 るもの。
望	機構	措置の内容 に対して個人・法人が寄附を行った場合に、以下の課税標準の特例措置
Ø	· 寄[· 機	附金を支出した場合に、一定金額を所得額から控除(所得税) 附金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入(法人税) 構へ相続財産を贈与した場合に、課税価格の計算の基礎への不算入(相
内	続	祝) 平年度の減収見込額 ▲ 1.2 百万円
		(制度自体の減収額) (― 百万円)
容		(改正增減収額)(— 百万円)
÷	(1) 政治	(改 正 培 減 収 額) (一 日 ガロ) 策目的
新		に設立される機構は、福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとし
設	い、福.	究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成等の業務を行島の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産
•		力の強化に貢献するものである。 望は、機構への寄附に対して税制上の優遇措置を講じることにより法人
拡	等からの	の寄附を促進し、研究開発等に必要な資金収入の確保を図るとともに、
充		発等を通じて新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する 目的とする。
又		
は		
延		策の必要性
長	定)に	島国際研究教育機構基本構想」(令和4年3月29日復興推進会議決 おいて、国内外に誇れる研究開発を実施し、その研究開発成果の産業 ならな担る人材の奈成を実施する機構は、短息の創造的復興に不可欠な
を	拠点と	れらを担う人材の育成を実施する機構は、福島の創造的復興に不可欠ななることから、機構が長期・安定的に運営できるよう、東日本大震災復
必	興特別: 営への	会計による予算措置の終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運 移行を段階的・計画的に進めることが定められた。また、同基本構想に
要	おいて	は、機構は寄附金の受入れ等を活用して、財源の確保に取り組むこともれている。
کے	この	・・・。 ように機構が寄附金等の外部資金を積極的に獲得し、研究開発等に必要
す	な資金からの	を確保することは非常に重要であることから、機構に対する法人や個人 寄附を一層促すため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望す
る	るもの [*]	である。
理		
_		
由		

	1		,
	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	_
		政 策 の 達成目標	令和 5 年 4 月に機構を設立し、原子力災害からの福島の復興 及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基 づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の 普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等 の業務を総合的に行う。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	期間の定めのない措置
今回の		同上の期間 中の達成 目 標	新産業創出等研究開発基本計画(令和4年8月26日策定) に 基づく、研究開発等の実施。
要望		政策目標の 達 成 状 況	令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 施行 《今後の予定》
租税		要望の措置の適用見込み	令和5年4月 機構の設立 1法人(機構)
八特別措置)に	有 効 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	「福島国際研究教育機構基本構想」において、東日本大震災復興特別会計終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進めることとしており、税制上の措置を講ずることにより、機構への寄附を行う法人や個人に対するインセンティブを付与し、寄附による機構の自己収入を増大させることで、財政運営を国費のみに依存することなく、研究開発等に必要な資金収入の拡充を図り、福島をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。
関連する		当該要望項 目以外の税 制上の措置	機構への個人・法人からの寄附金について、以下の税制上の特例措置を要望。 ・寄附金を支出した場合に、一定額を所得割から控除(個人住民税) ・寄付金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入(法人住民税、事業税)
事項	相当性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	令和5年度福島国際研究教育機構関連予算の概算要求 (事項要求)
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	機構に対する寄附金等の外部資金の獲得と、国の予算措置を 一体的に実施し、研究開発等に必要な資金を確保することで、 機構において、福島における新たな産業の創出及び産業の国際 競争力の強化に寄与する研究開発等の推進が可能となる。
		要望の措置の 妥 当 性	機構は福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして研究開発等の業務を行うが、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島の地方公共団体のみが出資できることとしている極めて公共性の高い法人であり、機構に寄附を行う法人・個人に対して、税制上の優遇措置を受けられるよう要望することは妥当である。

-	租税特別 措 置 の 適用実績	_
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
	前回要望時 の達成目標	
	前回要望時 からので目標 に達してい ない場合の 理	
これまでの 要 望 経 緯		_